

道路維持管理計画

令和7年4月

中国地方整備局
広島国道事務所

目 次

1. 管理路線の概要	1
2. 道路管理計画策定の背景と目的	4
3. 道路管理の実施方針	5
4. これからの道路管理の取り組み（道路管理計画）	
～ 道路の安全確保に向けて（維持管理目標） ～	
① 道路巡回	6
② 共同溝巡回	8
③ 清掃	9
④ 除草	11
⑤ 植樹剪定	12
⑥ 除雪	13
⑦ 舗装点検	14
⑧ 照明維持	15
⑨ 電気・機械設備点検	16
⑩ 橋梁点検	18
⑪ トンネル点検	19
⑫ その他構造物（施設）点検	20
⑬ 防災点検	21
⑭ 橋梁補修	22
⑮ トンネル補修	23
⑯ 舗装補修	24
⑰ 防災対策	25
⑱ 橋梁耐震補強	26
5. その他	
道路管理方針の周知、広報	27
6. 参考資料	28

1. 管理路線の概要

広島国道事務所は、広島県内西部の道路事業を担当しており、一般国道2号、31号、54号、185号、375号（東広島・呉自動車道）の5路線で計228.3km（令和7年4月1日現在）の管理を行っています。

○広島国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道2号

一般国道2号は、大阪府大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡しながら福岡県北九州市に至る、西日本の重要幹線道路であり、当事務所では竹原市新庄町（三原市・竹原市境）から大竹市南栄2丁目（広島県・山口県境）に至る延長92.0km（内、重複区間22.7km）を管理しています。

この路線は広島市の人口集中地域を横断するため、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、広島市内において交通混雑が激しい区間となっています。

②一般国道31号

一般国道31号は、安芸郡海田町を起点とし、瀬戸内海に沿って南下して呉市本通に至る主要幹線道路であり、当事務所ではその全区間20.1kmを管理しています。

この路線は、主要な港湾を有する呉市付近において、都市間交通、都市内交通による交通混雑が激しい区間となっています。

③一般国道54号

一般国道54号は広島市を起点とし、中国山地を越えて島根県松江市に至る主要幹線道路で、当事務所では起点の広島市中区大手町4丁目から安芸高田市八千代町上根に至る延長27.6kmを管理しています。

この路線は中国地方の陰陽を結ぶ道路であり、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、広島市内において交通混雑が激しい区間となっています。

④一般国道185号

一般国道185号は呉市を起点とし、瀬戸内海沿いに三原市に至る、広島県中南部の主要幹線道路であり、当事務所では起点の呉市本通り2丁目から竹原市忠海東町4丁目に至る延長55.4km（内、重複区間1.5km）を管理しています。

この路線は、異常気象による事前通行規制区間や、主要な港湾を有する呉市付近において、都市内交通による交通混雑が激しい区間となっています。

⑤一般国道375号

一般国道375号は、呉市を起点とし、三次市を經由して島根県大田市に至る主要幹線道路であり、当事務所は東広島・呉自動車道（自動車専用道路）の呉市阿賀中央4丁目から東広島市高屋町溝口の計33.2kmを管理しています。

本路線の整備は広島県によって進められてきましたが、昭和62年に東広島・呉自動車道が国道375号の自動車専用道路として高規格幹線道路に指定され、権限代行により平成5年から直轄事業として整備し、平成27年3月15日に全線供用しました。

■出張所別管理区間延長

単位：km

路線名	延長	起終点	可部	呉	西条	広島
国道2号	(22.7) 92.0	竹原市新庄町～大竹市南栄 上段は左から「広島南道路」、「東広島BP」	(5.4) 5.4		(2.5) 28.0	(14.8) 58.6
国道31号	20.1	安芸郡海田町～呉市本通		10.1		10.0
国道54号	27.6	広島市中区大手町～安芸高田市八千代町上根	27.6			
国道185号	(1.5) 55.4	呉市本通～竹原市忠海 上段は「安芸津BP」		(1.5) 55.4		
国道375号	33.2	呉市阿賀中央5丁目～東広島市高屋町溝口			33.2	
計	(24.2) 228.3	※（ ）は内書き	(5.4) 33.0	(1.5) 65.5	(2.5) 61.2	(14.8) 68.6



■通行規制 一覧表

通行規制 一覧(広島国道事務所管内)

通行止め雨量		アンダーパス部		越波区間		高 潮		冬期(雪寒)	
雨①	事前通行規制区間(川尻～安浦) R185 17.0～18.5k(L=1. 5km) 連続雨量200mm	冠水①	道路冠水箇所 R2瀬崎アンダーパス	越波①	越波区間(大野地区) R2 362.1～365.1kp (L=3. 0km)	高潮①	竹原高潮 規制区間 R185 44.760kp付近	雪①	予防の通行規制区間 R2 日名内峠地区 (L=9. 3km)
雨②	事前通行規制区間(高崎) R185 47.0～47.5k(L=0. 5km) 連続雨量250mm	冠水②	道路冠水箇所 R54緑井アンダーパス	越波②	越波区間(天応地区) R31 111.9～14.2kp (L=2. 3km)			雪②	予防の通行規制区間 R2 田万里 (L=3. 9km)
冠水③	東広島呉自動車道 ・阿賀IC～黒瀬IC L=12. 2km 連続雨量160mm 組合せ雨量 連続雨量110mmかつ 時間雨量 45mm ・黒瀬IC～上三永IC L=16. 1km 連続雨量150mm 組合せ雨量 連続雨量100mmかつ 時間雨量 40mm ・上三永IC～高屋JCT・IC L=4. 7km 連続雨量180mm 組合せ雨量 連続雨量160mmかつ 時間雨量 40mm	冠水③	道路冠水箇所 R54白島アンダーパス	越波③	越波区間(安浦地区) R185 24.6～27.9kp (L=3. 3km)			雪③	予防の通行規制区間 R54上根 (L=4. 1km)
				越波④	越波区間(安芸津地区) R185 34.2～36.5kp (L=2. 3km)			雪④	雪寒通行止め予定区間 東広島呉道(L=33. 0km) 阿賀IC～高屋JCT・IC
				越波⑤	越波区間(高崎地区) R185 43.6～48.0kp (L=4. 4km)				
				越波⑥	越波区間(忠海地区) R185 52.1～54.4kp (L=2. 3km)				

広島国道事務所管内 通行規制関係図



2. 道路維持管理計画策定の背景と目的

◆背景と目的

道路の維持管理は、地域により気象条件や沿道状況が異なることから、直轄国道ではこれまで清掃、除草、植樹管理等について、地域毎に適切な維持管理を実施してきました。

直轄国道の果たすべき役割の重要性に鑑み、各地方整備局において個別に設定していた維持管理基準を、安全性や快適性に配慮しつつ、平成22年度より全国統一基準を定めて実施しています。

現在、広島国道事務所管内における維持管理については、全国統一基準が設定されたことを基本に、維持管理項目毎の対象区間や作業頻度等を明確にした「道路維持管理計画」を策定、公表するとともに、本計画に基づき道路の維持管理を実施し、ICT・AI等の新技術を活用することで、より効率的な維持管理を目指します。

直轄国道の維持管理にあたっては、サービス目標を踏まえた維持管理を進めることとし、維持管理基準の改善のため、作業量及び評価指標に関するデータの取得に努め、維持管理項目毎に実施した実際の頻度や費用を考慮し、沿道住民の方々からのご意見、要望について反映する等、適切に実施します。

3. 道路管理の実施方針

◆実施方針

広島国道事務所における各路線の特徴、地域状況、道路利用者ニーズを踏まえた道路維持管理計画を策定します。

本管理計画における各項目の実施方針については、基本を定めたものであり、自動車専用道路、自動車専用道路に準ずる構造の道路、道路の存する地域の地形の状況、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、適切な範囲及び頻度を設定します。

本管理計画により、良好な道路環境の確保、適切な維持管理について、最大限の努力を行います。

また、本管理計画については、広く一般に公表し、道路利用者の理解を得られるよう努めます。

道路利用者、沿道住民の方々からのご意見、要望について、今後の事業執行及び次年度以降の道路維持管理に反映する等、適切に対応します。

4. これからの道路管理の取り組み(道路管理計画)

～ 道路の安全確保に向けて（維持管理目標） ～

① 道路巡回

【道路巡回の種類と実施方針】

➤ 通常巡回

平常時における巡回であり、主に道路パトロールカー等から、道路の異常、道路利用状況等を目視による確認の実施、または目視と同等の確認が行うことのできる情報が得られると判断した支援技術を活用した確認を実施します。

※支援技術を用いる際には、その機器等の特性や結果の利用方法を踏まえて適切に選定するものとします。

実施頻度 ・国道2号、31号、54号、185号は、原則として2日に1回の頻度で実施します。

なお、広島維持出張所管内及び広島維持出張所可部分室管内の交通量の多い区間の通常巡回については、原則として1日に1回の頻度で実施します。

・国道375号東広島・呉自動車道は、原則として1日に4回（昼間2回夜間2回）の頻度で実施します。（参考資料 別図－1 参照）

➤ 定期巡回

徒歩にて道路施設の状況等を確認するため実施します。

実施頻度 原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡します。

➤ 異常時巡回

豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時において、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため実施します。

実施頻度 異常気象時等に適宜実施します。

1. 道路巡回は以下の項目を目的として実施します。

- i) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図ります。
- ii) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生の危険を発見します。
- iii) 道路の交通状況を把握します。
- iv) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握します。
- v) 道路の不法使用、不法占用等の状況を把握します。
- vi) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施します。
- vii) 特定外来生物（陸生植物）の生育状況を把握します。

○ 通常巡回（落下物処理）



（路面）



○ 定期巡回（法面）



（橋梁）



○ 異常時巡回（豪雨）



○ 特定外来生物



（植樹帯にオオキンケイギクの群生）

②共同溝巡回

【実施方針】

実施頻度 原則として全ての共同溝について6ヶ月に1回以上の頻度で実施します。

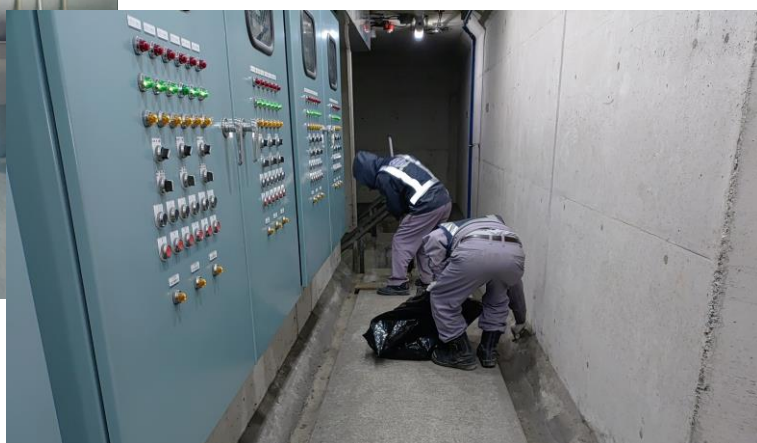
1. 共同溝巡回は以下を目的として実施します。

共同溝には、生活に必要な上下水道、ガス、電気、電話などのライフラインを通しており、共同溝本体の異常、破損等を早期発見することで常時良好な状態に保ち、安全性の確保を目的として実施します。

2. 事務所の施設量

i) 比治山共同溝	L=3.3 km
ii) 祇園幹線共同溝	L=7.3 km
iii) 祇園供給管共同溝	L=7.3 km
iv) 佐東幹線共同溝	L=1.3 km
v) 佐東供給管共同溝	L=2.1 km
vi) 広島南幹線共同溝	L=2.2 km
vii) 広島南供給管共同溝	L=2.4 km

○ 共同溝巡回



③清掃

【実施方針】

➤ 車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等が堆積し、自動車等の制動距離の延伸及び事故を防止するために実施します。

また、沿道的美観等に配慮する観光地周辺については、関係する道路管理者と清掃の実施頻度等を調整の上、対応します。

実施頻度 (参考資料 別図－2参照)

- ・ 国道2号、54号の市内中心部を通過する4車線以上の区間

堆積状況を確認の上必要に応じて、年間2回程度実施します。

特に国道54号市内中心部（市役所前～JR 白島新駅付近）については、大規模イベント開催に合わせ年3回程度実施します。

- ・ その他区間

堆積状況を確認の上、必要に応じて年間1回程度実施します。

➤ 歩道清掃

歩行者や自転車の通行の安全性を確保するために実施します。

実施頻度 原則として街路樹等からの落葉の除去に限定して実施します。

➤ 排水施設（構造物）清掃

土砂の堆積等による通水阻害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の処理能力等を検討して通水阻害箇所を清掃します。

実施頻度 現地の状況により清掃の必要が生じた場合は、箇所を限定し年1回程度実施します。

➤ トンネル清掃

自動車の粉塵等によるトンネル内部の汚れを清掃し、通行車両の視線誘導を良好にするため実施します。

実施頻度 現地の状況により清掃の必要が生じた場合は、実施します。

➤ その他構造物清掃

地下道等の構造物で、土砂の堆積・汚れが著しい場合に実施します。

1. 事務所の施設量と実施エリア

i) 車道部の路面清掃

管理延長 228.3km

内、国道2号、54号市内4車線以上の区間

45.4km 年2回

国道54号市内中心部区間

3.5km 年3回

その他地域（上記以外で必要に応じて）

188.9km 年1回

ii) 排水施設（構造物）清掃

昨今、排水構造物の土砂の堆積等により集中豪雨時に排水桝や側溝等から越水し、盛土法面の崩壊に至る場合もあることから、道路巡回により土砂堆積の状況の確認を行い、通水阻害箇所や土砂が溜まりやすい場所、区間について清掃します。

iii) トンネル清掃

トンネル箇所数 46トンネル

トンネル清掃延長 20.5km

○ 路面清掃



○ トンネル清掃



○ 歩道清掃



清掃前



清掃後

○ 排水施設（構造物）清掃



清掃前



清掃後

④除草

【実施方針】

雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止し、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として実施します。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
- ・ 歩道が無く、路肩を二輪車（バイク、自転車）が走行する場所

なお、道路の構造及び沿道の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のため対応が必要である、法面点検などの維持管理上支障となる等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、適切な頻度で実施します。

道路巡回等で把握した特定外来生物（陸生植物）については、適正に防除を実施します。

1. 除草は以下を目的として実施します。

法面等における雑草等の繁茂による建築限界の障害を防止し、道路利用者からの視距を確保するため、除草箇所を限定して実施します。

2. 事務所の実施数量

除草数量 約236,000m²

○ 除草



除草前



除草後

⑤植樹剪定

【実施方針】

植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性の確保、美観上の配慮、植栽の適切な管理等のため、管内の植栽管理全体について以下の頻度を目安として実施します。

実施頻度 （参考資料 別図－３参照）

- 高木・中低木：３年に１回程度実施します。（柳については１年に１回程度）
（アベリア等、成長が早いものについては、状況に応じて実施）
- 寄植え^{よせう}：１年に１～２回程度実施します。

なお、景観への配慮、地域の特性、通行の安全確保のため対応が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、適切な頻度で実施します。

１．事務所の施設量と実施エリア

- i) 植栽管理（高木） 約３，２００本
- ii) 植栽管理（中低木） 約１４，０００本
- iii) 植栽管理（寄植え^{よせう}）
 - ・ 国道２号 仁保交差点～観音本町交差点
約１６，０００㎡を年１回実施
 - ・ 国道５４号 市役所前交差点～県立総合体育館前交差点
約２，０００㎡を年２回実施
 - ・ 上記以外に必要なに応じて年１回程度実施

○ 植樹剪定（高木）



剪定前



剪定後

⑥除雪及び凍結防止剤散布

【実施方針】

➤ 除雪

除雪は、路面上の降雪量が5～10cmを目安として、気象条件、交通状況等を検討し、道路交通に支障をきたす恐れがある場合に実施します。

➤ 凍結防止剤散布

原則として、路面が湿潤、シャーベット状等であり、路面凍結の恐れがある場合に実施します。散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は20g/m²程度とします。

必要に応じ、関係機関との連携や必要な協議を行い、チェーン規制や早い段階での交通止めを行った上での集中的な除雪等の措置を行う場合があります。

1. 事務所の施設量と実施エリア

i) 除雪

広島国道事務所管理延長L＝228.3kmのうち、上記実施方針に基づき、必要に応じて実施します。

ii) 凍結防止剤散布

下記箇所において、上記実施方針に基づき、必要に応じて実施します。

- ・縦断勾配（4％以上）
- ・曲線半径（ $r=300\text{m}$ 以下）
- ・橋梁区間
- ・局部的に日陰となる等、路面凍結の恐れのある箇所

○ 除雪



○ 凍結防止剤散布



⑦舗装点検

【実施方針】

- 舗装点検は、「舗装の調査要領（案）」（平成29年3月 国土交通省 道路局）に基づき路面性状調査（ひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸）を実施します。
- 更に、車道部・歩道部における路面下空洞の発生が危惧される箇所については、路面下空洞調査を実施するとともに、必要な措置を講じます。

○ 路面下空洞調査



路面下空洞調査車
(三次元多配列レーダー)



歩道下空洞調査装置
(手押し式)

⑧照明維持

【実施方針】

- 照明設備の点灯状況確認は、月に1回を目安に夜間の点灯確認を行い、その結果に基づいて、ランプ交換等を計画的に実施します。
- 経済性・保守性等を検討して、灯具等の交換作業を実施します。
- 灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選ぶとともに、消費電力量の変更がある場合には、遅滞なく電力供給契約の変更申請手続きを行います。

1. 事務所の施設量

- i) 道路照明 約3,700灯
- ii) トンネル照明 約7,400灯

○ ランプ球替え



道路照明灯のランプ球替え



トンネル照明灯のランプ球替え

⑨電気・機械設備点検

【実施方針】

- 電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（平成26年12月 国土交通省）、「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（平成28年3月 国土交通省総合政策局）、道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル(案)（平成28年3月 国土交通省総合政策局、道路局）に基づき実施します。

1. 設備点検は以下を目的として実施します。

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）は、道路管理上重要な施設であり、これら施設を定期的に点検することにより良好な設備環境を維持することを目的とし、計画的な修繕・更新等を実施します。

2. 事務所の施設量

i) 電気通信設備

・ トンネル警報設備	34箇所
・ 道路情報表示設備	81箇所
・ 冠水情報表示設備	5箇所
・ 交通遮断設備	12箇所
・ 凍結情報表示設備	34箇所
・ 気温情報表示設備	3箇所
・ 風向風速観測設備	1箇所
・ CCTV設備	290箇所
・ 気象観測設備	19箇所
・ ラジオ再放送設備	23箇所
・ 通信補助設備	10箇所
・ ポンプ場監視設備	2箇所
・ 地下道警報設備	10箇所
・ 共同溝電気設備	40箇所
・ 予備電源設備	21箇所
・ 道の駅設備	2箇所
・ 受変電設備	18箇所

ii) 道路管理施設（機械設備）

・ 昇降機設備	6箇所
・ トンネル換気・非常用設備	10箇所
・ 道路排水設備	17箇所
・ 共同溝機械設備	19箇所
・ 車両重量計設備	2箇所
・ 車両計測設備	1箇所
・ 駐車場設備	1箇所

○ 道路情報設備点検（情報板）



○ 昇降機設備点検（エスカレーター）



○ 道の駅設備点検（情報表示設備）



○ 予備電源設備点検（発動発電機）



○ 共同溝機械設備



○ トンネル換気・非常用設備



⑩橋梁点検

【実施方針】

- 橋梁点検は、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）について」（令和6年7月 国土交通省道路局）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（平成28年12月 国土交通省道路局）、「コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領（案）」（平成16年3月 国土交通省道路局）に基づき実施します。

1. 橋梁点検は以下を目的として実施します。

橋梁点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図り、橋梁に係る維持管理を効率的に行うための必要な情報を得ることを目的として、損傷状況の把握、対策区分の判定、点検結果の記録等を実施します。

2. 事務所の施設量

- i) 橋梁 587橋（橋長2.0m以上）

○ 橋梁点検車による点検



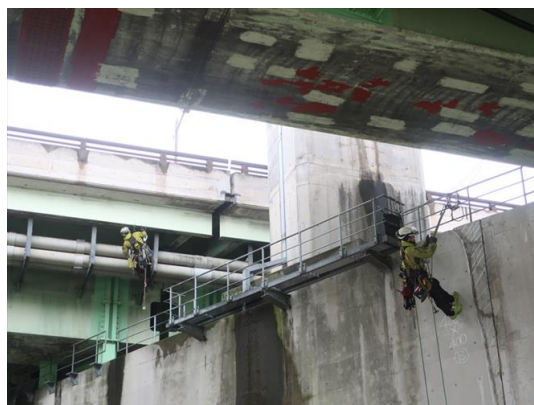
○ 梯子による点検



○ ドローンによる点検



○ ロープアクセスによる点検



⑪トンネル点検

【実施方針】

- トンネル点検は、「道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）について」（令和6年9月 国土交通省 道路局）に基づき実施します。

1. トンネル点検は以下を目的として実施します。

トンネル点検は、トンネル本体工の変状を把握して、利用者被害の可能性のある覆工や坑門の浮き・剥離箇所を撤去するなどの応急措置を講じ、必要に応じて応急対策及び標準調査の必要性を判定して点検結果の記録等を実施します。

2. 事務所の施設量

- i) トンネル 46トンネル

○ トンネル点検



高所作業車による点検 本体工



高所作業車による点検 ケーブル付近

⑫道路付属物点検

【実施方針】

構造物毎の点検要領に基づき、計画的に点検を実施します。

- シェッド、大型カルバート等定期点検要領（令和6年3月 国土交通省道路局）
- 附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局）
- 歩道橋定期点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局）
- 道路土工構造物点検要領（案）（令和5年3月 国土交通省道路局）

1. 道路付属物点検は以下を目的として実施します。

当該構造物（施設）の各部材の状態を把握・診断し、当該構造物（施設）に必要な措置の必要性を判断する上で必要な情報を得るために行い、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図ります。

2. 事務所施設量

i) シェッド、大型カルバート等	52箇所
ii) 附属物	15,589箇所
iii) 横断歩道橋	54箇所
iv) 道路のり面等	3,216箇所

○ 横断歩道橋点検



○ 附属物点検（標識）



⑬防災点検

【実施方針】

- 防災点検は、「道路防災総点検要領（案）」（平成18年9月 国土交通省道路局）に基づく過去の防災総点検等で、要対策箇所及び防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として年1回の頻度で点検を実施します。

1. 防災点検は以下を目的として実施します。

法面等の状況を定期的に観察することで、災害に至る要因を早期に発見し、必要な対応を図ることを目的とします。

2. 事務所の点検箇所数（事務所管内）

i) 落石・崩壊	142 箇所
ii) 岩盤崩壊	1 箇所
iii) 土石流	146 箇所
iv) 盛土	32 箇所
v) 擁壁	82 箇所
vi) 橋梁基礎洗掘	4 箇所
vii) その他	1 箇所
合計	408箇所

○ 落石点検



○ 擁壁点検



○ 岩盤点検



○ 橋梁基礎洗掘点検



⑭橋梁補修

【実施方針】

- 橋梁補修は、橋梁点検結果に基づき、橋梁毎の次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。
- 緊急対策が必要な損傷を発見した場合は、通行規制等の必要性や安全性を検討し、必要な補修等の対策を実施します。

○ 支承取り替え



対策前



対策後

○ 断面修復



対策前



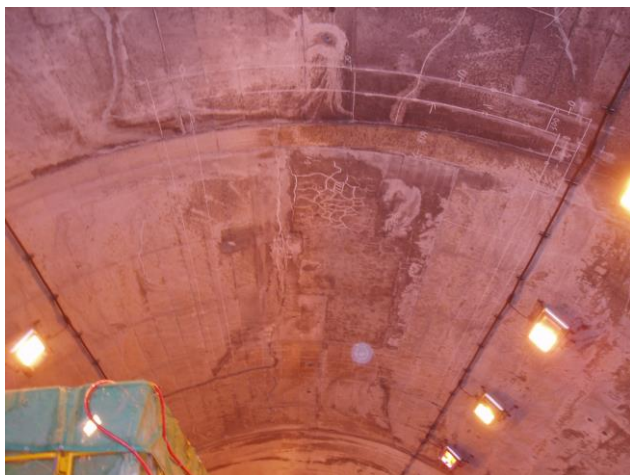
対策後

⑮トンネル補修

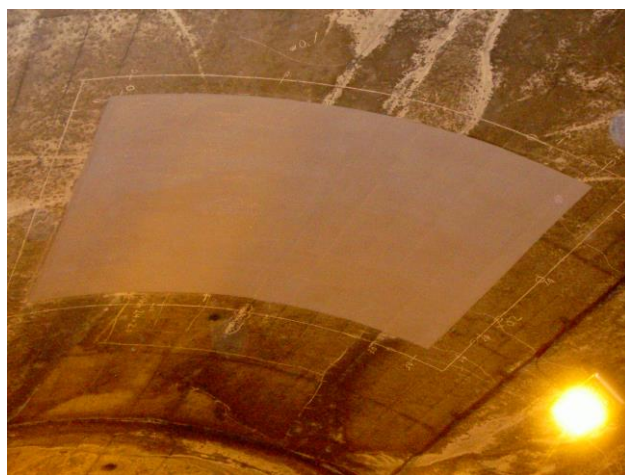
【実施方針】

- トンネル補修は、トンネル点検結果に基づき、トンネル毎の次回の点検、補修等の時期を明示した補修計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。
- 緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を検討し、必要な補修等の対策を実施します。

○ コンクリート剥落



対策前



対策後

○ 漏水補修



対策前



対策後

⑩舗装補修

【実施方針】

- 舗装補修（道路管理上緊急的に補修する必要があるパッチング等を除く）は、路面のひび割れ率が30%～40%又はわだち掘れ量が30mm～40mmの区間を目安としてシール材の注入・表面処理等による補修を実施します。
- 路面のひび割れ率が40%以上又はわだち掘れ量が40mm以上の区間を目安として計画的に舗装の打ち替え・切削オーバーレイ等による補修を実施します。

1. 舗装補修は以下の項目を目的として実施します。

- i) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保ちます。
- ii) 路面の走行性を確保し、交通の安全を保ちます。
- iii) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぎます。

※道路管理上、緊急的に実施する必要があるポットホール(路面に生じる小穴)、パッチング(部分補修)等は、その都度、速やかに対応します。

2. 事務所の施設量

- i) 車道舗装面積 約2,969,000m²
- ii) 歩道舗装面積 約 776,000m²

○ 切削オーバーレイ



施工前



施工後

⑰防災対策

【実施方針】

- 防災対策は、過去の防災点検結果及び現地点検により、対策が必要と判断された法面・斜面について、降雨・降雪による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を検討して実施します。
- 台風、地震、津波等により緊急的な対応が必要となった場合は、上記に関わらず必要な対策を速やかに実施します。

○ 落石防護



対策前



対策後(ロープネット工)

○ 法面防護



対策前



対策後(法枠工)

⑱ 橋梁耐震補強

【実施方針】

- 橋梁耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、現行の道路橋示方書相当の耐震対策を行う必要のある橋梁について実施します。
- 緊急な対応が必要となった場合は、上記にかかわらず必要な対策を実施します。

○ 橋脚鋼板巻き立て



対策前



対策後

○ 落橋防止装置設置



対策前



対策後

5. その他

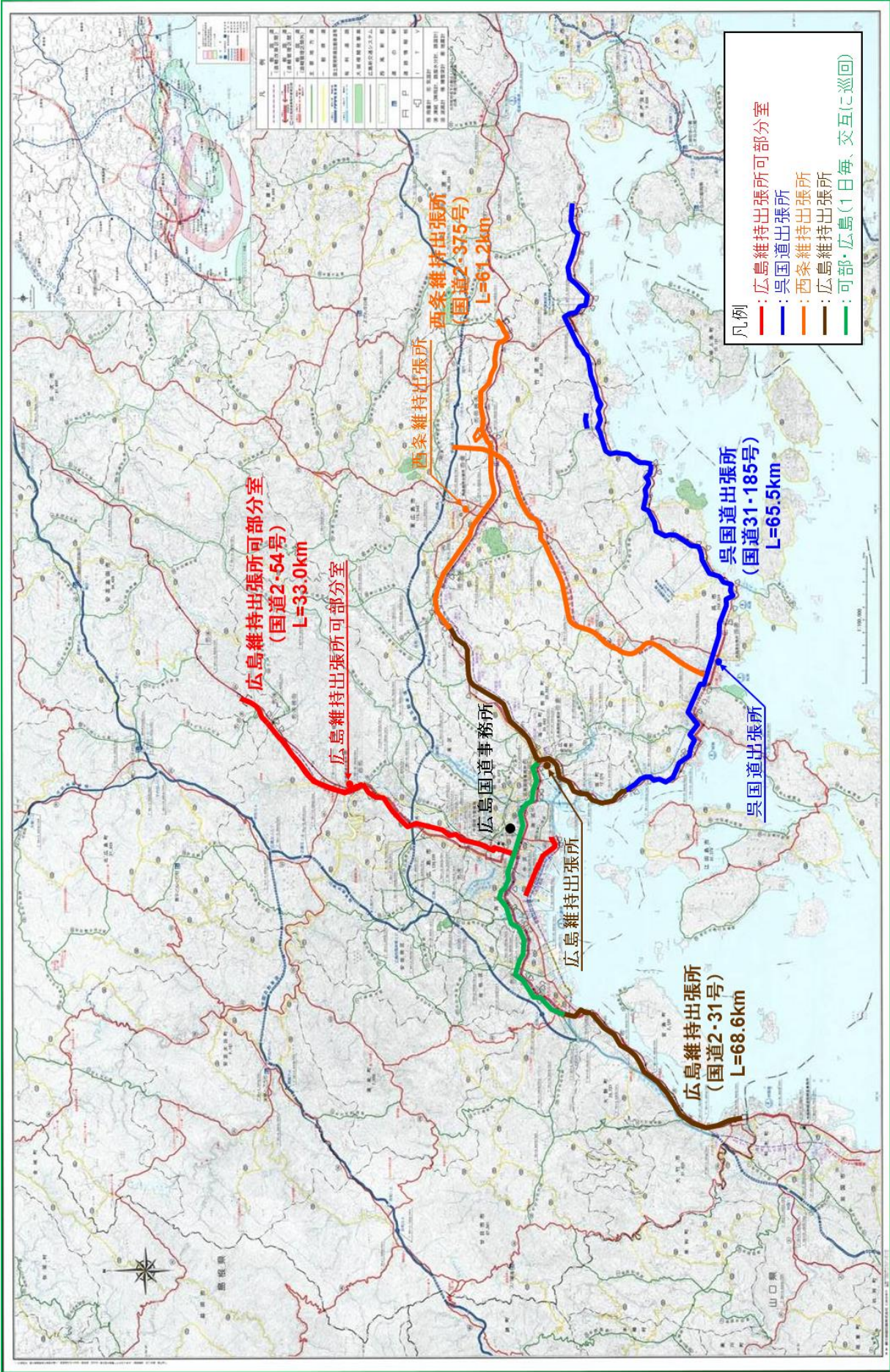
～ 道路管理方針の周知、広報 ～

- 道路維持管理計画については、その目的・実施方針・実施頻度を明示して、本局及び事務所ホームページにそれぞれ掲載し、広く道路利用者、沿道住民の方々に周知するよう努めます。
- 道路利用者、沿道住民の方々からのご意見等にあたっては、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求めます。
- 行政相談、意見等について内容を分析し、次年度以降の維持管理に反映します。

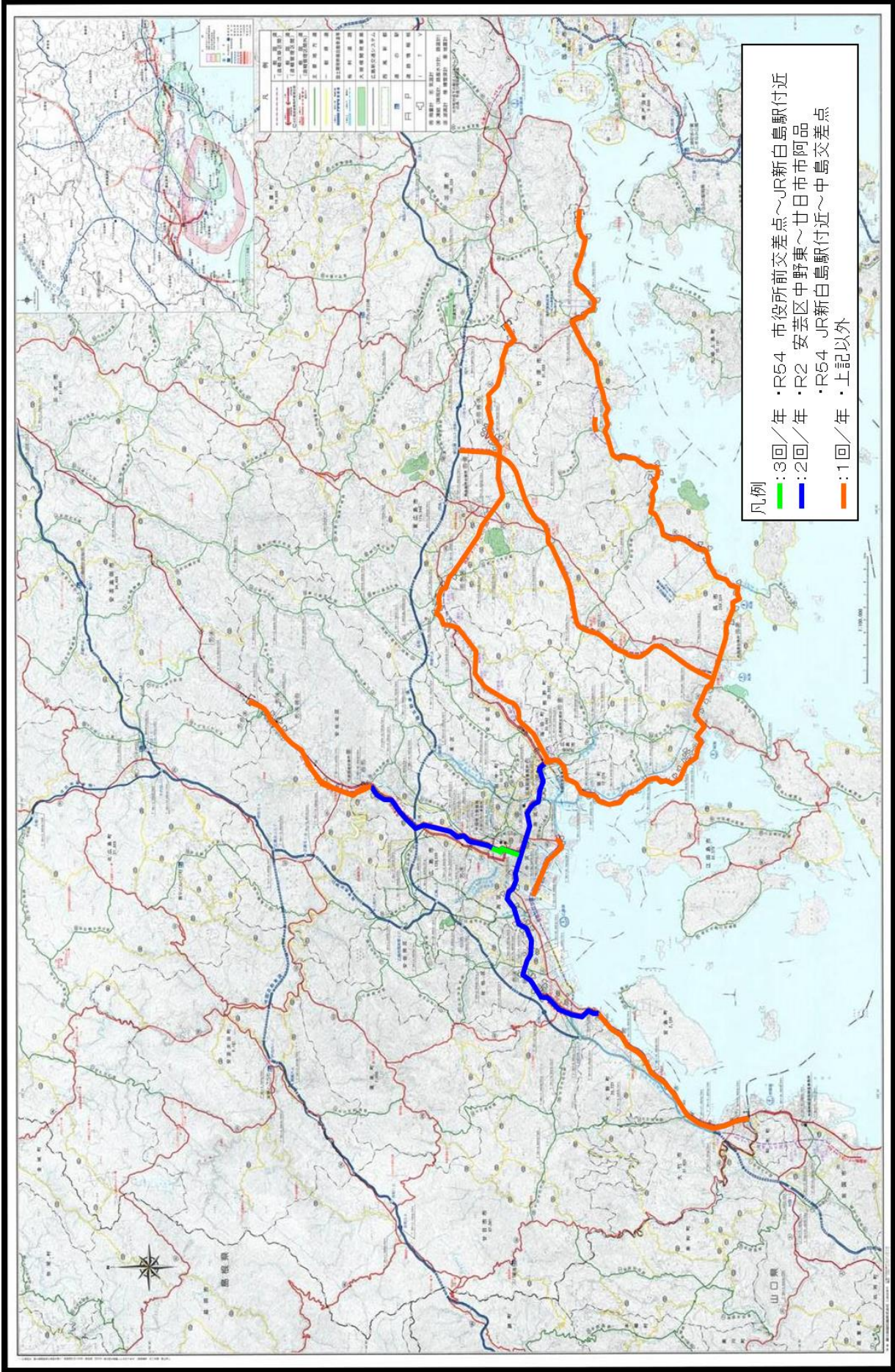
6. 参考資料

- 別図－1 道路巡回計画
- 別図－2 車道部の路面清掃エリアと実施頻度
- 別図－3 植樹管理（剪定等）エリアと実施頻度

別図－1 道路巡回計画



別図－2 車道部の路面清掃エリアと実施頻度



別図－3 植樹管理（剪定等）エリアと実施頻度

